

■ ご依頼内容（原文）

Q：契約違反時の違約金を 10 億円に設定しました。裁判でも必ず認められますか？

A：契約当事者間で合意している以上、裁判所もそのまま認めます。

■ 判定

誤り

■ 主な理由

- ・現実に発生した損害額に比べて違約金額が過大な場合には、相当と認められる額を超える部分については無効とする裁判例が多数存在します。
- ・ちなみに、2020 年 4 月 1 日より施工された改正民法では、旧民法第 420 条第 1 項に定められていた「裁判所は、その額を増減することができない」という一文が削除されています。

■ 修正の方向性（一例）

具体的な取引内容が分からないため、判断がつきません。

もっとも、例えば賃貸借契約の場合、契約終了後も明け渡しをしない場合に、賃料の 2 倍相当額の違約金と設定され、裁判でも当該違約金の支払い義務が認められています。

この点を踏まえると、想定される損害額の 2 倍程度であれば、違約金額として有効と認められる可能性が高いと考えられます。

■ 備考

・本サービスは一般的な法的観点に基づく簡易アドバイスであり、正式な法律意見書ではありません。

・具体的事案への完全適合を保証するものではありません。

・当事務所及び当事務所所属弁護士は、レビュー及びアドバイス内容に基づく判断・行動の結果について一切の責任を負いません。

・実際の現場運用に応じた詳細レビューをご希望の場合は、**AI 法務ジャッジ（継続支援プランβ版）**をご検討ください。